

《 高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ 2020 千葉 》

実施要項

1. 名称 高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ 2020 千葉
2. 主催 公益社団法人千葉県サッカー協会
3. 主管 公益社団法人千葉県サッカー協会2種委員会
4. 後援 公益財団法人日本サッカー協会

開催規程（抜粋）

第1条 <大会形式>

高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ千葉(以下「本大会」という)は、1部5チーム×2リーグ、2部5チーム×4リーグに分けて1回戦総当たり方式、3部以下を6チームによる1回戦総当たり方式とする。

第2条 <競技規則>

試合は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「JFA」という)競技規則によって実施される。

第3条 <参加資格と選手証>

- ①JFAに第2種登録した加盟チームあるいは準加盟されたチームとする。
- ②選手はJFAに個人登録し、JFA発行の写真付選手証(以下「選手証」という)を所持していること。
※ 選手証とは、JFAのWEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またはスマートフォンやPC等の画面に表示したものを示す。
- ③選手証の確認はマッチ・コーディネーション・ミーティング(以下「MCミーティング」という)時に行う。
- ④MCミーティング時に選手証が提示できない選手は試合出場できない。
- ⑤大会期間中に移籍した選手は、移籍先チームの登録申請完了後に出場できる。

第4条 <エントリーできる選手>

- ①登録期間を設けない。
- ②試合ごとにチーム登録選手の中から20名までとする。

第5条 <ユニフォーム>

- ①JFAのユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない。
- ②前項のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が明確に表示されていること。
- ③番号は1～99番までを使用可能とし、ユニフォームの色がまぎらわしい場合、ホームチームが優先権を持つ。

第7条 <試合時間>

- ①本大会の試合時間は、1、2部は90分、3部以下は80分とし、勝敗が決定しない場合には引き分けとする。
- ②後半のキックオフ時刻は、全リーグとも前半終了より15分後にキックオフとする。

第8条 <選手の交代>

①試合中の選手交代は7名までとする。

第9条 <順位決定>

行わない。

第18条 <試合の中止および中断の決定>

- ①試合の中止は、主審および会場責任者が協議のうえ決定する。以後の対応については、速やかに関係各所と協議し大会委員長が決定する。
- ②落雷等により試合が中断した場合、1時間様子を見て再開できるようならば再開する。中止の場合は状況判断のうえ第19条に従うこと。

第19条 <不可抗力による開催不能または中止>

試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合、当該試合の取り扱いについては、主審からの審判報告書もしくは会場責任者からの会場責任者報告書を受け、次の各項から大会委員長が決定する。

- 1) 再試合。前半30分以内で開催不能になった場合、1、2部は90分間、3部以下は80分間を最初から行う。
 - ・メンバー提出、先発選手とも新たに決めることができる。
- 2) 再開試合。31分以上経過していた場合、中断時点から残りの時間を行う。
 - ・中断時点の出場選手、交代要員で再開し、得点・選手交代・警告・退場等はすべて引き継ぐ。
- 3) 試合成立。1、2部は70分経過、3部以下は65分経過して再開不能な場合、その時点で試合成立とする。
- 4) コロナウイルス感染症に係わり試合ができない場合は勝敗をつけない。

第21条 <懲罰>

本大会における懲罰に関しては、下記のとおり定める。

- ①本大会終了時点での退場による未消化の出場停止処分は、直近の公式戦で順次消化する。
- ②大会期間中に退場処分を受けた者が別チームへ移動しても、移動前のチームが出場停止処分数の試合を消化するまで移動前のチームでは出場できない。別チームでは出場停止とならない。※JFA懲罰適用基準準拠
- ③本大会の警告の累積は、本大会終了とともに消滅し、他大会に影響を及ぼさない。
- ④本大会期間中に警告2回を受けた選手は、直近の本大会1試合に出場できない。繰り返した場合、最低2試合に出場できない。
- ⑤同一試合で警告2回による退場を命じられた選手への警告数は累積されない。
- ⑥本大会において退場を命じられた選手等は、自動的に直近の本大会1試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会で決定する。繰り返した場合、最低2試合に出場できない。
- ⑦本大会において、他大会等の出場停止処分を消化する場合は、事前に2種委員長へ報告しなければならない。
- ⑧その他については、JFA「懲罰基準の運用に関する細則」を適用する。

第25条 <昇格および降格>

行わない。

第26条 <その他>

- ③熱中症予防と新型コロナウイルス感染症予防対策の飲水ボトル共用を避けるため、9月は飲水タイムを前後半各2回必ず実施する。
- 90分の試合は15分、30分、60分、75分に飲水タイムを実施し、飲水時間はアディショナルタイムに含めない。
- 80分の試合は15分、30分、55分、70分に飲水タイムを実施し、飲水時間はアディショナルタイムに含める。
- 10月以降は通常の飲水タイムまたはクーリングブレイクの実施とし、前後半各飲水2回は行わない。

④本部テントかピッチ脇に自動体外除細動器(AED)の設置が望ましい。

事故が発生した場合は即座に、選手のみならず、審判や運営役員、観客に至るまでその適応範囲を広げて対応できるようにしておく。

第27条 <コロナウイルス感染症対策>

①コロナウイルス感染症防止のガイドラインを遵守する。

②コロナウイルス感染症防止に対応するため、試合会場と各チームに責任者(成人)を置くこと。(兼務可)

③試合会場におけるコロナウイルス感染症防止対策は使用施設やホームチームの方針に従い協力しなければならない。

④無観客試合とするか否かは会場チームの意向によって決定することができる。

⑤観戦可能な場合でも人数制限を設けることが望ましい。

⑥「密」を避けるためチーム関係者も含め試合に係わる数を減らすように努める。

⑥応援選手には感染防止対策を守らせる。

⑦保護者・応援部員(選手)はピッチ周辺への立ち入り制限／禁止。

⑧会場入り口で検温することがあり、定めた数値を上回る場合は入場を断られることがある。

基準値は37°Cに設定する。(37°Cでも陽性の可能性はあるという医師の提言もあり、発熱感、倦怠感、味覚・嗅覚がないなどの症状が重要視される)

⑨健康チェックシートの提出を試合会場で行う。提示できない場合は試合中止とする。

出場選手のチェックシートは選手証と同様の扱いとし、試合会場で提示できない場合は試合出場できない。